

地盤安心マップ PRO サービス利用規約

本規約は、地盤ネット株式会社（以下、当社）がユーザーに対し提供する「地盤安心マップ PRO」の利用に関し定めたものであり、ユーザーは本規約の定めに従うものとし、当社は、ユーザーに事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

第1条（用語の定義）

- 本規約において以下の用語は、以下に定める意味で使用するものとします。
- 「本利用関係」とは、ユーザーによる本サービスの利用に関する権利義務その他法律関係をいいます。
 - 「当社」とは、地盤ネット株式会社をいいます。
 - 「ユーザー」とは、申込書に記載された法人又は同法人において本サービスを用いる利用者をいいます。
 - 「本サービス」とは、当社が運営する地盤等の情報閲覧等サービス（サービス名：「地盤安心マップ PRO」）をいいます。iPad 向けサービス（アプリ）、Web ブラウザ向けサービスを包括します。
 - 「申込書」とは、当社が定める「地盤安心マップ PRO 新規利用申込書」をいいます。
 - 「契約変更申込書」とは、当社が定める「地盤安心マップ PRO 契約変更申込書」をいいます。
 - 「解約届」とは、当社が定める「地盤安心マップ PRO 解約届」をいいます。
 - 「営業日」とは、土日祝日、年末年始（12月29日～1月4日）、国が定める休日及び当社の休業日を除いた日をいいます。
 - 「対応時間」とは、当社の営業日における当社が定める営業時間をいいます。

第2条（利用関係の成立）

- 当社が、所定事項を記載した申込書をユーザーから受領したことをもって、ユーザーの当社に対する本利用関係の申込みがなされたものとします。
- 当社がユーザーに本サービスのユーザーID及びパスワードをユーザーが申込書において指定する電子メールアドレスに送信する方法により交付することをもって、本利用関係は成立するものとします。
- 当社は、申込書受領時に所定の審査を行い、ユーザーによる申込みを適当でないと判断する場合には、前項目までの内容に関わらず利用を承諾しない場合があります。

第3条（利用条件等の変更）

- ユーザーは、所定事項を記載した契約変更申込書を当社に提出することにより、当社の認める範囲で、契約変更申込書記載のサービス利用条件等を変更することができるものとします。

第4条（提供価格）

- 本サービスの提供価格（サービス利用料）は、申込書において定められるものとします。
- 申込み、解約時には日割等の計算は行わないものとします。
- 契約を期間の途中で終了する場合には、違約金として残りの契約期間におけるサービス利用料を一括で支払うものとします。
- 既に振り込まれたサービス利用料は、理由の如何を問わず返金は行わないものとします。

第5条（支払方法）

- ユーザーは、本サービスの月ごとの利用料金を、預金口座振替により、毎月サービス利用料を振り込むものとします。但し、当社FC店との契約の場合には、各FC店との定めによります。

第6条（サービスの提供）

- ユーザーは、本利用関係成立時より、第2条第2項のユーザーID及びパスワードを用いて、本サービスを利用することができます。
- 当社は、本サービス提供に使用するサービスの保守その他サービスの運用上又は技術上の必要がある場合、ユーザーに事前に通知して（緊急の場合はこの限りではないものとします）、本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
- ユーザーは、本サービスを利用するにあたり、当社に対して、電話又は電子メールにて日本語により問い合わせを行うことができます。
- 当社は、対応時間において、電話又は電子メールにて日本語により問い合わせに対応するものとします。
- ユーザーからの問い合わせは、申込書に記載された本サービスのご担当者様が行うものとします。

第7条（サービス等の変更）

- 当社は、理由を問わず、本サービスの仕様及び提供価格を変更する場合は、ユーザーに1か月前を目処として通知するものとします。但し、本サービスの軽微な仕様変更については、この限りではありません。
- 前条の変更により、ユーザーへの利用料の返金義務が発生する場合、変更が行われた月の翌月末に、当社は利用料を返金するものとします。
- 前条の変更により、ユーザーの利用料の追加支払義務が発生する場合、変更が行われた月の翌月末に、ユーザーは追加の利用料を当社に支払うものとします。

第8条（再委託）

- 当社は、本サービスの全部又は一部（サポートサービスを含みます）を第三者に委託することができるものとします。

第9条（修補）

- ユーザーは、本利用関係の有効期間中に本サービスに瑕疵があることを発見した場合、直ちに当社に通知するものとし、当社は、ユーザーより当該通知を受けた場合、速やかに当該瑕疵を修補します。
- ユーザーは、当社が当該瑕疵修補を行うにあたり、本サービスの管理担当者又は情報システム管理者をして、当社に瑕疵の状況を報告し、必要な調査に協力させるものとします。
- 当社は、第1項の場合であっても、ユーザーの本サービス利用環境に起因して生じる不具合を修補する義務を負わないものとします。

第10条（免責）

- 次の各号に定める事由は、当社の責めに帰すべからざる事由（但しこれに限られません）であり、当社は、当該事由に起因してユーザーに生じた損害については、法律上の義務及び責任を負わないものとします。

- 合理的な方法により制御不能な要因により、本サービスに瑕疵が生じた場合

- 本サービスを構成する当社の製造又は管理に係らない第三者のコンピュータサーバ、電気通信設備、ソフトウェアその他の設備等に起因して本サービスに瑕疵が生じた場合
- ユーザー又は第三者の行為（作為又は不作為）に起因して本サービスに瑕疵が生じた場合
- ユーザー又は第三者が、故意又は過失により、本サービス提供に使用するコンピュータサーバ、電気通信設備、ソフトウェアその他本サービスを提供するために必要な設備等を破壊し、又は、当該設備等の機能を生じさせた場合
- ユーザー又は第三者が、本サービスに対し、フィッシングを目的としてアクセスしたり、ID又はパスワードを不正使用したりしたこと起因して本サービスの瑕疵又は不具合が生じた場合
- 電気通信事業者の都合により、本サービスを提供するために必要となる電気通信回線の使用が不可能となった場合
- ユーザーのコンピュータサーバ、電気通信設備、ソフトウェアその他の設備若しくは当該設備から本サービスのコンピュータサーバまでの電気通信回線の不具合、又は、ユーザーの接続環境の障害が生じた場合
- 刑事訴訟法、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律その他の法令に基づく捜査差押えその他の強制力を有する処分により、本サービスの中断又は停止が生じた場合
- 天災、火災、停電、騒乱、サイバーテロ等の不可抗力が生じた場合
- 本サービスで閲覧できるコンテンツは、出展元の作成範囲等の事由から閲覧可能範囲は異なることから、特定の地域において特定の情報が掲載されていない等の場合
- 本サービスは其々の既存コンテンツ・資料をベースとして参考となる情報を示すものであることから、本サービスに掲載された地形地質・地盤、その他掲載された情報と、現況等との差異がある等の場合

第11条（ベースマップ等の仕様変更等）

当社は、本サービスの対象となるベースマップ等のバージョンアップ又は仕様変更等した場合、本サービスがこれに適合するよう遅滞なく対応するものとします。但し、当社は、これに適合させる責任を負うものではありません。

第12条（遵守事項）

ユーザーは次の事項を行ってはならないものとします。

- 第三者に対して本サービスを再提供すること
- ユーザーの役員及び従業員以外の第三者に対し、本サービスを利用させること
- 本サービスを利用して、第三者の権利を侵害し又は侵害するおそれのある行為をすること
- 本サービスを利用して、第三者の名誉若しくは信用を毀損し又は毀損するおそれのある行為をすること
- 本サービスを利用して、犯罪に結びつき又はそのおそれのある行為をすること
- 本サービスを利用して法令に反する行為をすること
- 目的の如何を問わず、自己又は第三者をして、本サービスに関するデータの全部又は一部を複製、改変若しくは翻案又はリバースエンジニアリング、デコンパイル若しくはディスプレイセンプルを含む一切の解析行為をすること
- 前各号のほか、当社が不適切と判断してユーザーに対して通知した行為をすること

第13条（知的財産権）

- 本サービスで使用する地図情報等のコンテンツの著作権等知的財産権は、当社もしくは著作権を保有する第三者にそれぞれ帰属します。
- ユーザーは、前項の知的財産権を、当社の事前の書面による承諾なく利用しないものとします。

第14条（知的財産権侵害の対処）

- 本サービスに関し、ユーザーが第三者から、その保有する知的財産権が侵害されたとして、使用禁止、損害賠償等の請求（訴訟等の法的手続きを含むものとします）を受けた場合には、ユーザーは、遅滞なく当社にメールにて通知するものとします。
- 前項の場合、当社は、当社の費用負担で当該請求に対処するものとします。但し、当該侵害につき、ユーザーの責に帰すべき事由がある場合はこの限りではありません。

第15条（秘密保持義務）

- 当社及びユーザーは、本サービスに関連して相手方に関して知り得た技術上又は営業上の情報（以下、「機密情報」といいます）につき、善良なる管理者における注意をもって管理し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩しないものとし、かつ、本利用関係のための使用以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。
 - 情報の開示の時点で既に公知又は公用である情報
 - 情報の開示の以前から秘密保持義務を負わされることなく既に所持していた情報
 - 情報の開示の後、自己の責によらず公知又は公用となった情報
 - 情報の開示の後、正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
 - 相手方の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
 - 行政機関又は司法機関より開示を要求された情報
- 前項第6号の情報開示にあたっては、情報開示者は当該情報が秘密としての取り扱いが受けられるように最善を尽くすものとします。

第16条（個人情報管理・利用目的）

本サービスに関連して当社がユーザーから知り得た個人情報は、本サービスを提供するため当社ウェブサイトに掲載する「情報セキュリティ」の条件と同じ条件で、適切に管理されるものとします。

第17条（セキュリティ対策）

当社は、本サービスの提供にあたり当社が必要と認めるセキュリティ対策を行うものとします。

第18条（譲渡等禁止）

ユーザーは、本利用関係に基づく権利義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることができません。

第19条（通知）

本利用関係に関する当社のユーザーに対する通知は、ユーザーが申込書において指定する電子メールアドレス（ユーザーが書面により変更する場合は当該電子メールアドレス）宛の電子メールにより行うものとし、当該通知は、当社が電子メールを送信した時点で効力を有するものとします。

第20条（損害賠償）

- 本利用関係に関連して当社がユーザーに損害を与えた場合、本利用関係の終了の有無にかかわらず、当社は、ユーザーに対し、その責に帰すべき事由がある場合に限り、その通常の損害について、①第4条のサービス利用料の1か月分相当額、又は、②本サービスの提供が中止した期間に相当する当該サービス利用料相当額のいずれか高い額を限度として損害賠償する責任を負うものとします。なお、当社は、特別の事情から生じた損害及び間接損害（逸失利益、代替手段をとるためユーザーに社内外で発生した費用等を含みこれに限られないものとします）については、損害賠償責任を負わないものとします。
- 当社の責に帰すべき事由による本サービスの提供の停止（第6条第2項の中断はこれに含まれません）が生じた場合、その期間の利用料は発生しないものとします。本項の停止期間の開始時又は終了時の月の途中となる場合日割計算するものとします。
- ユーザーは、本規約に明示的に定められた場合を除き、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問わず、当社に対して、法的責任の追及を行うことはできないものとします。
- 本サービスの利用に関し、第三者からユーザーに対して為された損害賠償請求に基づく損害について、当社はいかなる場合も責任を負わないものとします。

第21条（期限の利益の喪失）

ユーザーは、次のいずれかの事由に該当した場合、当社に対する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。

- 本利用関係に基づく金銭債務の支払を怠ったとき
- 本規約に定める各条項の違反は是正を求める書面を当社から受領後、15日以内に是正がされないとき
- 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- 支払停止となったとき又は手形交換所において不渡処分を受けたとき
- 差押、仮処分その他強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- 破産、民事再生手続又は会社更生手続の開始決定の申立てがなされたとき
- 解散、合併、会社分割又は事業譲渡をしようとしたとき
- 自己又は自己の役員若しくは従業員、自己の親会社若しくは子会社（いずれも会社法第2条に定義するものという）、自己の代理人若しくは媒介する者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団員でなくなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」と総称します）に該当すること、反社会的勢力に支配されていること又は反社会的勢力との関係を有していることが判明したとき
- その他著しい信用の悪化、背信行為があったとき

第22条（利用関係の終了）

- ユーザーが前条の各号の事由に該当した場合、当社は、何らの催告を要さず直ちに本利用関係を終了できるものとします。
- ユーザーが当社の販売代理店及びその指定する者との間で本サービスの利用契約を締結している場合、当該契約が解除されたときは、本利用関係はこれと同時に当然に終了するものとします。

第23条（有効期間）

- 本利用関係は、第2条に基づく利用関係成立日を始期とし、その属する月の翌月（但し、関係成立日が月の初日である場合は当該成立日の属する月）から起算して、申込書において定める契約期間の末日を終期とする期間有効であるものとします。
- 有効期間満了1か月前までにユーザーから当社に押印済みの解約届が提出されない場合は、本利用関係の有効期間は1か月間延長されるものとし、以降も同様とします。この場合の1か月のサービス利用料は、申込書記載の月額費用と同等の金額とします。
- 前2項にかかわらず、当社が本利用関係の終了の通知をユーザーにしたときは、通知日が属する月の末日に本利用関係は終了するものとします。

第24条（利用関係終了後の措置）

- ユーザーは、本利用関係終了後は理由の如何を問わず本サービスを利用することはありません。
- 当社は、本利用関係が終了したときは、遅滞なく、本サービスの提供にあたり当社が取得したユーザーのデジタルデータを消去するものとします。
- 前条第3項の通知により、有効期間の途中でも本利用関係が終了した場合に、ユーザーが利用関係終了後の有効期間分のサービス利用料を支払っていたときは、当社は当該利用料相当額（サービス利用料を有効期間（月）で除した金額に利用関係終了後の期間（月）を乗じた金額とします）をユーザーに返還するものとします。

第25条（残存条項）

本利用関係が終了した後も、第10条、第13条乃至第16条、第20条、第24条、第27条及び第28条については、なお効力を有するものとします。

第26条（誠実協働）

本利用関係に定めのない事項又は本利用関係に関し疑義が生じた場合は、当社とユーザーは、誠意を持って協議のうえ円満に解決を図るものとします。

第27条（準拠法）

本利用関係は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

第28条（管轄）

本利用関係につき紛争が生じた場合には東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第29条（附則）

平成27年1月9日 制定・施行
平成27年4月9日 一部改正

以上